

寒川町物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第10号

寒川町物品会計規則の一部を改正する規則

寒川町物品会計規則（平成2年寒川町規則第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項ただし書中「から第3号まで」を「に掲げる物品」に改め、同項第1号中「、プロパンガス及び圧縮天然ガス」を「及びプロパンガス」に改め、同項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同項第6号中「雑誌、」を「新聞、雑誌及び」に改め、「及び専売品」を削り、同号を同項第4号とし、同項第7号中「（お茶は除く。）」を削り、同号を同項第5号とし、同項中第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、同条第5項中「第10号」を「第8号」に改める。

第20条第2項中「財産管理課長」を「資産経営課長」に改める。

別表第2中「

企画部	企画政策課	課長	指定された職員
	財政課	課長	指定された職員
	広報戦略課	課長	指定された職員
	デジタル推進課	課長	指定された職員

」を「

町長室	秘書担当	専任主幹	指定された職員
	倉見拠点づくり 担当	専任主幹又は専任技幹	指定された職員

	特命担当	専任主幹又は専任技幹	指定された職員
企画部	企画政策課	課長	指定された職員
	財政課	課長	指定された職員
	広報戦略課	課長	指定された職員
	資産経営課	課長	指定された職員

」に改め、同表総務部の項設置箇所の欄中「財産管理課」を「税務収納課」に、
「税務収納課」を「デジタル推進課」に改め、同表中「

町民部	町民協働課	課長	指定された職員
	町民安全課	課長	指定された職員
	町民窓口課	課長	指定された職員
学び育成部	子育て支援課	課長	指定された職員
	保育幼稚園課	課長	指定された職員
	学び推進課	課長	指定された職員
	スポーツ課	課長	指定された職員

」を「

町民部	町民協働課	課長	指定された職員
	町民安全課	課長	指定された職員
	町民窓口課	課長	指定された職員

	スポーツ課	課長	指定された職員
子ども育成部	子ども政策課	課長	指定された職員
	子育て支援課	課長	指定された職員
	保育幼稚園課	課長	指定された職員

」に改め、同表都市建設部の項を次のように改める。

都市建設部	道路課	課長	指定された職員
	都市計画課	課長	指定された職員
	都市整備課	課長	指定された職員

別表第2教育委員会の項を次のように改める。

教育委員会	教育政策課	課長	指定された職員
	学校教育課	課長	指定された職員
	教育施設給食課	課長	指定された職員
	学校給食センター	所長	指定された職員
	生涯学習課	課長	指定された職員
	小学校	校長	指定された職員
	中学校	校長	指定された職員

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。